

【保安規定】原子炉停止の判断基準について

令和2年11月6日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

【R2.10.22 メールコメント】

保安規定若しくは下部規定に定める原子炉を停止する判断基準について説明すること。

内部火災、外部事象等が発生した場合の措置等、新規制基準適合の為に新たに追加となった原子炉を停止する判断基準について、保安規定及び下部規定に定める内容を表1に示す。

表1 保安規定及び下部規定に定める原子炉停止に関する判断基準

	保安規定	下部規定（運転手引）
内部火災	J R R - 3 管理課長は、J R R - 3 内で発生した火災の原因及び状況が、原子炉の運転に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがあると認めたときは、原子炉を停止しなければならない。 (第 59 条の 2))	J R R - 3 原子炉施設内において火災を確認し、初期消火により鎮火ができない場合は原子炉を停止する。 また、安全機能を有する構築物、系統及び機器からの火災発生を確認した場合には原子炉を停止する。
竜巻	J R R - 3 管理課長は、原子炉の運転中、竜巻が J R R - 3 に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉を停止しなければならない。 (第 65 条第 2 項 (1))	原子力科学研究所を含む範囲で竜巻ナウキャスト発生確度 2 が発表された場合は原子炉を停止する。
降灰	J R R - 3 管理課長は、原子炉の運転中、J R R - 3 に影響を及ぼす降灰のおそれがあると認めた場合は、原子炉を停止しなければならない。 (第 65 条第 3 項 (1))	J R R - 3 原子炉施設において噴火による降灰を確認した場合は原子炉を停止する。
外部火災	J R R - 3 管理課長は、原子炉の運転中、原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発の発生が J R R - 3 に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉を停止しなければならない。 (第 65 条第 4 項 (1))	J R R - 3 原子炉施設周辺において森林火災、その他外部火災又は爆発の発生し、初期消火により火災を鎮火ができない場合は原子炉を停止する。
有毒ガス	J R R - 3 管理課長は、原子炉の運転中、施設周辺で有毒ガスが発生した場合は、必要に応じて原子炉を停止するとともに、運転要員を退避させる措置を講じなければならない。 (第 65 条第 5 項)	J R R - 3 原子炉施設周辺において有毒ガスの発生を確認した場合には原子炉を停止する。